

## 第24回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成21年12月10日（木）15時00分～17時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 片山 善博（慶應義塾大学教授）  
清原 慶子（三鷹市長）  
中川 英彦（前京都大学大学院教授）  
松永 真理（バンダイ社外取締役）  
長見 萬里野（全国消費者協会連合会事務局長）  
吉永 みち子（作家）

（日弁連）

会長 宮崎 誠  
副会長 田中 等、山岸 憲司  
事務総長 丸島 俊介  
事務次長 伊東 卓、森 徹、大橋 勝晴  
事務総長付 野口 啓一  
広報室長 浅見 雄輔  
裁判員本部本部長代行 小野 正典

以上 敬称略

### 1. 開会

（伊東事務次長）

それでは、第24回日弁連市民会議を始めさせていただきます。まず、今日新しく市民会議の委員として長見さんにご参加いただいております。今まで宮本さんをお願いしておりましたけれども、後任ということで長見さんをお願いすることになりました。ご挨拶は後ほどお願いをする予定にしておりますが、現在の役職は、財団法人日本消費者協会参与、全国消費者協会連合会事務局長ということでございます。よろしく願いいたします。

それから、日弁連側の今日の出席者を紹介いたします。

（浅見広報室長）

今日はありがとうございます。11月から広報室長になりました浅見と申します。よろしく願いします。

（小野裁判員本部本部長代行）

小野でございます。本日ちょっとご説明させていただきます。裁判員本部というところ

で本部長代行を務めております。よろしくお願いいたします。

(山岸副会長)

副会長の山岸でございます。事務総長の当時からいろいろお世話になっておりますけれども、裁判員裁判の担当です。実務は小野本部長代行にお任せしておりますけれども、本日は宜しくお願いいたします。

(丸島事務総長)

事務総長をしております丸島でございます。よろしくお願いいたします。

(田中副会長)

市民会議担当の副会長の田中等です。どうぞよろしくお願いいたします。

(伊東事務次長)

事務次長の伊東と申します。市民会議を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

(森事務次長)

事務次長の森と申します。法律相談センター、法テラスを担当しております。宜しくお願いいたします。

(大橋事務次長)

職員の事務次長の大橋と申します。よろしくお願いいたします。

(野口事務総長付)

事務総長付をしております野口と申します。よろしくお願いいたします。

(伊東事務次長)

それから、配付資料について若干説明をさせていただきます。今回事前配付で厚いものを送らせていただきました。1枚めくっていただいたところが、資料95となっております。裁判員制度の運用等に関するアンケートの報告書ですが、これは後でまたご説明があるかと思いますが、最高裁で実施したアンケートの報告書でございます。

それから、21/129が資料95-2となっております。これは10月31日に開催いたしました裁判員裁判に関する経験交流会に関する資料です。

それから、本日配付のものとしたしまして、資料95-3、1枚ものでこういうものが出ておりますが、本日裁判員本部の小野正典本部長代行からご説明をいただく関係の、メモでございます。

それから、95-4が、これも裁判員裁判に関するものですが、11月30日現在の起訴件数に関するペーパーでございます。

それから、日弁連のFAXニュースというのが1枚ございますけれども、こちらは前回の7月9日の市民会議のことについて触れた記事が出ております。前回は取調べの可視化について議論していただいたのですが、皆さんから頂戴したアドバイス、あるいはご指摘につきましても、ご発言を記事で取り上げさせていただいております。

それから議事録を付けさせていただきます。

それから、本日、机上にこういう弁護士白書がございます。これは2009年版ということでつくったもの、出来たてのものでございます。今日はお持ち帰りいただくということでよろしく願いいたします。次回からはこれ、一応据置用というのを用意しておきますので、持ってきていただく必要はございませんけれども、今日お配りしたものは、お持ち帰りいただいてご覧いただくとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

## 2. 宮崎誠日弁護士連会長挨拶

(宮崎会長)

ご挨拶を兼ねてやらせていただきます。会長の宮崎でございます。いつもお世話になります。所属は大阪弁護士会でございます。あと4か月ほどで大阪に帰れるというような状況になってきております。ただ、帰るまでに取調べの可視化でありますとか、あるいは法テラス、年越し派遣村を招かないようなセーフティネットの構築、予算の措置だとか、そういうようなことに走り回りたいと考えていますと、またお役所のほうから急遽ワンストップサービスをハローワークに設けるから、急遽弁護士を無料で出せというような要望もありまして、全国で70何か所のハローワークに急遽派遣するとか、そういうようなことでバタバタしておりますし、また最近、片山先生もかんでおられますけれども、行政刷新会議の事業仕分けにまた弁護士をよこせと、何人かまた事務局とかそういうところによこせという対応に追われています。われわれもまた法テラスという形で国の予算の対象にはなっておりますので、刷新会議についてもはらはらしながら慌ただしく過ごしております。

今日は裁判員裁判で、非常に資料も多く提供できるのではないかと考えております。どうぞよろしく願いします。

(伊東事務次長)

それでは、ここからの後の進行を片山議長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

## 3. 開会の挨拶

(片山議長)

それでは委員の皆様、今日ご出席をいただきましてありがとうございます。2名の委員の方が残念ながら所用のためご欠席になっております。ただいまから開会をしたいと思います。

最初に、先ほど次長のほうからお話もありましたけれども、新しい委員に就任されました長見万里野新委員をご紹介します。ご挨拶を一言お願いいたします。

## 4. 長見万里野新委員挨拶

(長見委員)

長見と申します。よろしくお願いいいたします。私どもは、消費者問題をやっておりまして、日本消費者協会というところは、消費者教育という、どちらかといったら、そちらのほうが強い組織ですが、私が担当しています全国消費者協会連合会は、運動体のほうにどちらかというようになっております。

昨年来、消費者庁、消費者委員会創設に全国的な運動をしてきてまいりましたけれど、全国各地で弁護士の先生たちにずいぶんお世話になりました。この場を借りて御礼を言わせていただきます。ありがとうございました。

また、消費者庁・消費者委員会も弁護士先生頼りで、大変安い日当で出ているようで、ご迷惑をおかけしております。何か1万何千円とかという、お気の毒のような日当しか出ないようですけれども、できるだけバックアップをして、一緒に新しい省庁づくりをしていきたいと頑張っておりますので、皆様のご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほどお送りいただきました裁判員制度の資料を読ませていただいて、私ども消費者問題ですので、畑がまるで違って、刑事のほうは全然苦手でよくわかりません。そういう場面ではちょっとお役に立たないかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

それから、ホームページ用に簡単な日弁連に対する意見をというご要望がありまして、本当に短い文だったので、言葉が尽くせないでございましたけれども、ちょっとここで補正させていただきたいと思ひます。

実は、消費者相談は法律に関わる話がたくさん出てきますし、いざお金の絡むような問題になりますと、弁護士さんにお願ひしたいということで相談をされる人に言いますと、弁護士さんならもういいですみたいな、そういう感じでちょっと警戒をされる雰囲気はまだあります。法律の話をしててもそういう傾向があるのですが、弁護士さんとなるともっと構えられてしまって、尻込みをされるところが強いですね。ですから、基本的にもうちょっと法律というのが自分たちのものなんだということがわかってもらいたいと思ひます。

日弁連さんのホームページを拝見させていただくと、法教育というものもされているようなのですが、なんかしばらくホームページがお留守になっていまして、何年間か古いままになっています。ですから、刷新をしていただくようお願ひをしていただきたいと思ひます。

私はなぜそう思ったかと言いますと、だいぶ古いのですが、10年ぐらい前にニュージーランドへ規制緩和と消費者の関係を調べに行かせていただいたときに、ニュージーランドの、それはちょっと資料を人に貸したら返ってこなくなってしまうてわからなくなったんですけど、高校生か何かに対する法律に関わるテキストがありまして、それにはあなたが守られていること、例えば疑いをかけられたときに、弁護士さんと呼んで守ってもらう権利があるとか、こういうことを強制されたときに答えてはいけないとか、そういう身を

守る権利が述べられていますし、それからまたやってはいけないこと、麻薬に関わっては  
いけないとか、交通違反をしてはいけないとか、非常にわかりやすい、そもそもの権利み  
たいなところがわかるようなテキストがありました。それで、持ち帰って法律の関係の方  
に、日本でもこういうのをつくってくださいと言ったら、それっきり返ってこなくなっ  
てしまったのですが、ぜひ日弁連さんあたりで、そういうことを考えていただければあり  
がたいなと思います。よろしく願いいたします。

## 5. 議事録署名人の決定

(片山議長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは次に、議事録署名人を決定したいと思います。順番で吉永委員と長見委員にお  
願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

( 承 認 )

## 6. 議事

裁判員裁判について

(片山議長)

では、議題に入りたいと思います。

お手元に配付されております議題のとおり進めていきたいと思いますが、それでよろし  
いでしょうか。

それでは第1の議題から始めたいと思います。今回は裁判員裁判というテーマでありま  
す。先ほどもご案内ありましたが、裁判員本部から小野正典本部長代行がお越しで  
すが、まず裁判員本部を担当されております山岸副会長からのほうからご説明をいただき、  
その後で引き続いて小野さんのほうからご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願  
いいたします。

(山岸副会長)

裁判員裁判につきましては、既にマスコミで大々的に取り上げられておりますので、こ  
ちらの皆さんはご承知だろうと思います。法律ができて、5年という、あっという間に来  
たなという感じなんですけれども、準備はどうだ、対応態勢はどうだと、いろいろご心配  
もいただきました。不安、不満を煽る勢力もございまして懸念は持っておりましたけれ  
ども、おかげさまで裁判員の皆さん、選ばれた方々は、いずれも誠実に、真摯に参加して  
いただいて、評議にもご意見をおっしゃって、判決に関与されてきた。また、アンケート調  
査でも、記者会見でも、有意義な制度であり、やりがいがあったということをおっしゃ  
っていただいているということで、まずは順調なスタートが切れたということについてはほ  
っとしております。

もちろん、よく言われますように、本格的に否認に争う事件ですとか、死刑求刑が想定

される事件ですとか、責任能力を争う事件等々、困難な事件というのはこれからということになりますので、なお引き締めて弁護の質を高めながら懸命に努力をしているということでございます。

そんな中でアンケート調査の結果によりますと、検察官の活動がわかりやすかったという、パーセンテージに比べますと、弁護人の評価等につきましては、やや点数が辛いといいますが、その辺はなお気になることでありまして、さらに加えて、東京におきましては、全国平均よりもまたさらに数ポイントといいますが、もっと評点が辛いというようなところがございます、そういうことにつきまして、10月31日に開かれました小野先生の主催した経験交流会で、全国から経験した弁護士が集まって、いろいろ生の体験談をぶつけあって、そこでいろいろ批判しあったり、討論をしたり、弁護技術の向上に向けて懸命に情報交換をしあったり取り組んでいるところではございます。そういう意味で裁判官もわかりやすくということを中心にとても神経を遣っているし、検察官も立証を工夫しどう訴えるかという、弁護人もそれなりにはやっているはずなんですけれども、やはり従来型の弁護活動に終始するという方もおられるやにも聞いております。そんな中でどうやって意識改革をしていけばいいのか、本当の質の向上をどうやって図っていけばいいのかということはまだこれからなのかもしれないとは思いますが、そんなところで、第一線で苦勞しておられて、リーダーシップを発揮してこられた小野先生のほうから、経験交流会の中身等について、ダイジェストをお伝え申し上げて、またご質問等いただければお答えをさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

(小野本部長代行)

それでは私のほうからざっと現状報告をした上で、皆さん方からいろいろとご意見をいただきたいと思えます。

お手元の95-4の、これは最高検が集計をした11月30日までの起訴件数。年々この対象事件というのは減ってきておりまして、当初5年ほど前は3,500~3,600件、昨年で2,300件になっていましたが、ちょうどいま半年ちょっと経過したところで1,000件程度ということで、このままの推移でいくと2,000件程度になるのかなという感じで、傾向としては対象事件、重罪事件も減ってきているのではないかなと。

それから従来はこの罪名でいきますと、強盗致傷が一番上に書いてあるのは、常に強盗致傷、件数として一番多かったんですけれども、現時点では少なくなっています。経験的にいいますと、強盗致傷の中でも、事後強盗というジャンルがあって、物を盗ってからその後怪我させたと。つまり、ひったくりをしたりして、その後被害者の方がちょっと怪我をすると。この事件の取り扱いが少し変わってきているような感じを受けます。もともと弁護人の主張は、これは窃盗と傷害なんだという主張、あるいは実態としてもそういうものなのかなと。私がこの間やった事件もそんなことで、結局傷害のほう不起訴になって、窃盗では略式起訴で終わったような、実態そんな事件も結構あるので、そこらが減っているということも一因かもしれません。

それから地域的には、大阪が一番多いのですが、次に多いのが千葉。東京本庁よりも多いということで、覚醒剤が非常に目立つのは、成田を抱えているということもあって、覚醒剤全部がこの対象になるわけではなくて、営利目的の製造とか、密輸入、密輸出、それが対象になっているので、成田で結構数を抱えている、いわゆる運び屋さんですね。千葉は非常に弁護士が四苦八苦している。裁判所も人数が少なくなって、一般事件を担当するための補充裁判官を東京から派遣したというような実態になっております。

これまでのところは、いわゆる情状事件といいますが、事実関係についてあまり争いがない事件がほとんどだったわけですが、11月30日までのところで80件判決された。これから否認事件その他がだいぶ増えてくる。つまり、公判前整理手続に少し時間がかかる事件というのが後回しになってしまう。つまり争点があると、公判前に時間がかかる。そうするとだんだん事件がたまっていくということになるので、起訴は多分通常行われていくペースで行われていくでしょう。審理のこなし方が、後のほうになればなるほど、だんだんたまっていくことにはなるので、これから先ちょっとどうなるのかなという懸念がないわけじゃないのですが、これまでのところは全体としてまずまずの滑り出しであったように思います。

先ほどご紹介がありました、事前配付の資料の、これは最高裁が8月、9月の分だけですけれども、調査した結果を最高裁のホームページに載せたもの、これをそのままそこに打ち出しております。全体的には当初裁判員やりたくないという意見がだいぶ強かったのですが、通しページの9/129の一番下のグラフで、参加した感想として、非常によい、あるいはよいと、この2つで97%になっています。この結果は、検察審査会のアンケート結果と同じような結果になっているようですが、ただ、ちょっと気になるのは、辞退者の割合が相当多いですね。50%を超えています。最初に通知をした人たちのうちの辞退したいという人たちについては、どうも、具体的にどういう基準でその辞退を各裁判体が認めているのかどうか、そこまでははっきりはしないのですが、半分ぐらい辞退しているというのが実情ですので、そこらに問題があるのかなのかということは、ちょっと気にはなるところであります。

それから、21/129、経験交流会の資料、これはあくまでもご参考ということでご覧いただければと思いますが、私たちとしてはこんなようなことをしていますということでご覧いただきたいのですが、中に裁判員の感想という部分が、これは新聞記事に載ったもの、84/129以下、ちょっと整理をしたものがあります。若干気になるのは、87ページに10の千葉というのがありますが、ここの感想などを見ると、この事件については、要所要所で認識がずれないように説明していただいたとか、経緯を裁判所に説明していただいて理解しましたとか、「これで強盗か？」と思ったけれども、強盗にもいろいろあるんですという説明があったとかということで、この強盗致傷って下着泥棒がらみの事件ではあるんですが、確かに法律解釈は裁判官となっていますけれども、どういう評議があったのかなと、裁判官の誘導が強かったのか、若干気になるようなことがあったり、ここには載っていま

せんが、浜松では非常に裁判員の方々が不満であったという感想が新聞でも紹介されていて、これだと俺たちはいてもいなくても同じだと。裁判官の中にもいろんな人がいますが、当初思っていたよりは問題は少ないかなとそういう感想です。非常に懸念したところもあるんですが、比較的裁判官の皆様方も、相当意識をしてやっているような感じはします。

そういう意味では、今一番直接裁判員の皆さんと評議をしながらやっていかなければいけないということで、一番おそらく大変なのは裁判官かもしれない。つまり、彼らは全然そういう経験がないんですね。市民の人と直接話をして何かをやるという経験をこれまで持っては多分ないだろうと思います。この人たちが、しかもかつこれまでは評議というのは多分ものの何分もかからなかったのかもしれない。そこはわかりませんが、特に法律の認定とか、情状事件であれば、評議をそもそもしなくても済んだのかもしれないが、それでもやっぱり3時間なり何時間なり一定の時間をやらざるを得ないというか、やらなくちゃいけない。場合によって評議が長引いていると。そういうことを見ると、裁判官も結構大変なのかなという感じはします。

それから、理由あり、理由なし不選任というところ。これはこの資料の一番最後 129 のところに、この時点ではまだ28件しかありませんでしたので、件数が非常に少ない中で、それなりに理由なし不選任、理由あり不選任、一応使ってはいると。特に理由なし不選任はそれなりに各事件で利用されているようです。それぞれの事件のそれぞれの弁護人、あるいは検察官の戦術的なものがあるんだろうと思いますけれども、それぞれがそれぞれ考えてやっているようなんですが、まだ全体的なところはあまりよくわかっていませんが、そういうこともあって、実際に見えている裁判員の方々が、ある程度そういう過程で選別されてきているのかもしれない。非常に皆さん熱心に、記者会見にもあれだけ多くの方が応じているということは、実は私たちにとっても驚きでしたし、それなりに率直にものを言っておられるのかなと。なし崩し的に守秘義務に触れるようなこともちらほら出てきている。立ち会っている職員が止めたりとか、ちょっと待ってくれということもあるようですけれども、目の前で言われる体験者の意見が取り返せないの、あの記者会見はそれなりに意味があるかなと。特に一次記者会見があり、それからまたさらに二次記者会見もやっているということもあってですね。それなりに出てきている感じはします。

それと、あれだけたくさんの方が顔を見せているということについても、私どもは非常に驚きました。積極的に皆さんやってきているのかなという感じがして、その点でもまずまずという感じはしています。

肝心の公判審理なんですが、今日メモは用意しましたけれども、それはそれとして、大まかのところで言うと、幾つか問題はあります。非常に裁判所や検察庁から言うとわかりやすいということが前面に出ているのですが、もちろんそれはそれで必要とは思いますが、わかりやすければいいというものではないわけで、特にこの間の情状をめぐる事件で、弁護側がどれだけ理解をしてもらわなければいけない情状事実を提示できたのかということになると、今のところまだちょっと幾つか疑問があるのかなという感じがします。大きく言



うと、従来型の争いのない事件では、検察官側からの証拠の中に、被告人にとって有利な事情がいろいろ盛り込まれている。これは今でもそのとおりではあるのですが、その他にはある意味では情状証人という、家族であるとか、あるいは雇い主であるとか、関係者であるとか、恩師であるとか、いろんな方々を呼んで来て、これからこうやりますと。あるいは被害弁償こうこうしましたというようなことで一通り済んでいる。その被害を弁償しました。あるいはこの人はまだ若いです等々、ある程度のメルクマールを示せば、それなりの求刑に対して何年ぐらいという、大まかな量刑傾向があったんですね。

しかし、そういう言ってみれば三者の暗黙のルールのようなものは、やはり市民の方が入ることによって、そのまま維持されない。この点は模擬裁判のときからそういう認識を持っていたわけですが、蓋を開けてみると、やはりそのとおりだった。中には被害弁償したケースについて、物事を金で解決する態度が垣間見られるというようなことまで書かれてしまっていると。こちらからすると、いわゆる刑事事件での被害弁償というのはそもそも件数が少ないんですね。お金が払えないとか、あるいは実際に被害弁償なんかする気がない人も結構いたりして、その中で被害弁償しているというのは、これはとても大事なことなんだと。そこらはしかし普通の方々からすると、被害を与えておいて弁償するのは当たり前だと。そういう金で解決みたいなことになるということまで全く予想していなかったこともあったりするんですね。

ただ、これも模擬裁判のときから言われていますけれど、若ければいいのか。あるいは生き立ちにこういう問題があるというだけでは、やはり有利な事情として汲まれるわけでは必ずしもないので、なぜそれが被告人にとって有利な事情として考えられなければならないのかが、事実として、証拠として提示された上で、それをきちんと説明すると。こういう丹念な作業。一通りやっておけばそれでいいということでは足りずに、丹念な作業が必要になってくる。その辺が弁護士にとって新たな課題といたしますか、これまでの刑事事件では、言ってみればサッとやっておいても足りたようなところが、それではいけない。そこをきちんと丹念に掘り起こして、プレゼンテーションしなくてはいけないというところが見られるように思います。

それと、検察官がそれなりに被告人にとって有利な事情はこういうふうにあるんだと。そういうものも全部含めてこういう求刑をしているというふうにやり出しているわけですね。従来は、そういう悪いところパーッと並べて、それで求刑何年と。弁護人は弁護人で、これだけいいことあるんですよと言って、寛大な刑をと言っていたと。最近の検察官は公平公正な求刑をしているということで、弁護人が言うべきことをパーッと論告の中でも述べてしまう。それで同じようなことを弁護人が言っている、全然もうアピールできないわけなので、もう弁護人としても、あらかじめ検事はこういうことを言う。つまり、被告人にとって有利な事情というものもちゃんと摘示して、なおかつ、それに対してこちらはこちらで、いやいや、検察官のストーリーというのはこうなんだけれど、この事件はこうなんだと。弁護側から見るとこういう問題があって、こういうことということの提示が

なければ、なかなか難しい。こういうようなところになっています。

あわせて、弁護人も量刑の意見を言っているケースが非常に増えています。これまでは、死刑事件の場合には無期である、あるいは有期何年、あるいは執行猶予が相当だというときには執行猶予をとる。しかし、具体的な刑については弁護人は言っていなかった。しかし、どうも裁判員の感想などを見てみると、単に寛大な刑をといるのにとどまる事件では、非常にアピールが弱い。やはりそれなりに弁護人もこのくらいの刑が適当なんだということを提示する必要が出てきているようです。かなりの事件では、弁護人は量刑意見を言っています。そういうふうになった要素の1つに、裁判所につくった量刑データベースというものがあって、これは去年の4月から裁判員対象事件について、いろいろなデータをずっと入れて、判決の中に盛り込まれた要素を全部入れて、データベースをつくっていて、それを検察も弁護も利用できるということになっていますが、そういった具体的な資料が評議の中でも参考にされるということになっていまして、そういった資料を用いながら、弁護側も、この事件では具体的に何年が適当なんだということを言い出しています。中にはちょっと低く言い過ぎてしまって、全く相手にされなかったというようなケースもあるんですけども、その辺も実際に半年間やってみて、弁護人としての1つの課題なのかなというふうに思います。

証拠調べについては、今のところ丁々発止みたいな事件になっていないんですけども、中には、こういう証拠について検事がいろいろ説明を加えるというようなケースもあって、それは証拠調べと検事の意見とが全く別でなければいけないし、検事の意見があたかも証拠であるように思われてもいけないので、その辺は検察官側も、それはよくないとは言っているものの、検事の中にはそういうことを言ったりするということもあったりするという問題もありますが、マスコミ的に言われているのはやっぱりプレゼンテーションの仕方について、先日も国家権力と零細企業みたいな言われ方をしているケースもありました。検察官は国家権力、弁護人は零細企業。

1つは、ばらつきが弁護士の場合はありますね。我々もだいぶいろいろ研修は重ねてきましたし、それはプレゼンテーションの研修だけではなくて、何をやるべきなのかという戦略的なものも考えてきたつもりなんですけど、ともかくたくさん弁護士の人がいて、研修を受けていない弁護士もたくさんいて、裁判員裁判が何たるかを理解しようとしなくて、意図的にしようとしなくて、あるいは無意識でしようとしていない人もいるのが実情です。非常にばらつきがあるというふうに思います。なかなかそのあたりは統一的に役所のように徹底できないというのが悩みの種なんですけど、ここらはある意味では仕方がない部分がある。ただ、仕方がないと言って、その結果はだれが負うかということと被告人が負うわけですから、そういうことであってはもちろにいけないんですけども、今始まったばかりのところで、おそらく弁護士全体の層の、弁護士層としてのスキルアップと言いますか、刑事弁護の在り方、全体を上げていくという課題について、少しずつ少しずつみんなが築いていくしかないのかなと。これまでは傍聴人はいますけれども、だれも見えていないところ

で三者だけでやっていた。一番よく知っているのは、実態一番よく知っているのは、やっぱり裁判所だったと思うんですが、そういう実態が今になって、ようやく、戦後 60 年かけてようやく白日の下にさらされつつあるという、ある意味では喜ばしい事態だと。

日本の刑事弁護の実態というのは、実はあまり褒めたものじゃないんだということが、いろんな場面でわかってくる。いいか悪いかはともかく、実情はそんなところになっています。

判決も新聞記者の方はどちらかというと、裁判員裁判の判決って何か簡単なんですなみたいなことを言われるんですけども、私の印象は、従来のいわゆる自白事件での量刑理由の判決は、とっても簡単だった。パーッと個別に挙げてあってそれで終わりだったんですけども、逆にもっと丁寧に判決が書かれているように思います。なぜこの点についてこういう評価をしたのかということまで説明している判決もありますし、ある意味ではその評議の中身に沿って説明されている判決もあるようですし、そのあたりはかえってよくなっているのかなという感じはします。ただ、これから争いのある事件になったときに、これまでのような何十ページ、何百ページのような判決はあり得ないわけですけども、どういうふうになっていくのか。そこらはこれからちょっと見ていかなくてはいけないかなという感じはしているところです。

先ほどちょっと触れましたが、守秘義務の問題についても、弁護士会としては、今の守秘義務の法律は改められるべきだと。これからちょっと提言をしていかなくてはいけないと思っているんですけども、それなりにぎりぎりのところ、あるいはオーバーしているところも感想として述べられていて、結局それらの発言について、何か制裁が発動されるなんていう事態は、今のところおよそ考えられませんから、少しずつ少しずつ、事実のほうが先行していくのかなと。そんな感じも思っています。

ちょっと順序逆になりますが、審理をするにあたって、公判前整理手続という証拠の整理や争点の整理をする手続がずっと行われてきて、そこで、その結果を基に審理が行われると、こういう仕組みになっているわけですけども、今のところ証拠開示については、それなりに相当に証拠は開示されている。ただ、証拠開示も 2 種類あって、そのうちの 1 つのほう、主張関連証拠開示というジャンルのところでは、まだ弁護側の開示請求は弱いのかなという感じはしていますけれども、あと審理予定の作り方についても、先日あった事件では、それなりに争いが若干ある事件、共謀を争うような事件が、日程的には少し間を置きながら何日か、中に予備日も入れてあるようなところがあったようですが、多くの事件では今のところ大きな問題ではないんですけども、若干被告人質問の時間が制限されてしまったとか、審理の予定の持ち方に、もう少し幅があってもいいのかなという印象もあったりしています。しかし、全体としては、弁護人として特段の不満が出ているわけでも必ずしもないので、まずまず公判前整理手続という、いろいろ反対している方々からは批判のある手続ではあるんですけども、何とかかんとかやってきている感じかなというふうに思われます。

それと、保釈についてなんですが、もともとこの対象になっている事件は重大事件ですので保釈は難しいと。それでも、従来のように起訴されてから1か月少しくらいで第1回が始まって、それで保釈の手続がかなり進むということもあったのですが、公判前整理手続が終わってから選任のための呼び出しの期間、6週間から8週間という期間が設定されるということになって、被告人の身柄拘束がどちらかといえば早く終わるような事件でも、比較的長くなっている。これも制度的に避けられなくなっている部分があるので、保釈の運用がそれでもこれまでは保釈が難しかったような事件も、だいぶ保釈が認められるようになってきていますけれども、もう少し保釈が活用されていいんじゃないかなという感じはしています。

もう1つのあり方は、もうちょっと専門的なことになるかもしれませんが、未決勾留日数の算入という制度があって、例えば懲役5年ですという判決をするときに、裁判が終わるまで、つまり刑が確定していない間ずっと勾留されている期間を刑を受けたものとして算入するかどうか。これまでの裁判では、公判審理に必要な日数分のみを算入するという、非常にけちくさい算入しかしていなかったんですけれども、そこらの算入を大幅に増やしていくことで、そういった身柄拘束期間が長くなることが避けられるのではないかなと思うんですが、その辺もこれからの課題。そういうことを含めて、法曹三者で運用については引き続き協議をしていっているわけですが、そのところについての幾つかの課題が出てきていると。これから来年かなり責任能力が争いになる事件とか、否認事件とか、そういうものも始まっていきますので、そこらでこの裁判員裁判の成果が問われてくるのかなと、そんな感じがしています。

非常に雑ばくな話で申し訳ないのですが、いろいろ新聞あるいはインターネットなどでも、裁判員裁判のことが連日のように報じられている。われわれも全部のものには手は回らないというのが実情なんです、できる限り、各地での活動の報告を求めておりまして、各地での検討会もその都度開かれております。それらの情報をまた集めて、この裁判員本部では弁護士会を通して各会員に、こういう情報があって、これはこうだ、これはああだという弁護士活動の内容についての情報も伝達していきたいなというふうに思っておりますので、われわれの今後の活動その他含めてぜひ委員の先生方から感想なりご意見なりいただければと思います。大まかなところですが、私のほうからは以上です。

(片山議長)

ありがとうございました。それでは今の副会長と小野さんの説明をいただきましたけれども、この件に関してご意見とかご質問とかいかがでしょうか。

(清原委員)

ありがとうございました。今年、裁判員裁判が始まりまして、私は個人的には、かねて司法制度改革推進本部の刑事・裁判員制度の検討会及び公的弁護の検討会議におりました立場から、いよいよスタートということで、緊張しながらその動向を見ていました。特に私自身、自分の研究領域が社会学、政治学であったということもありますが、集団心理学

というか、そういうところも勉強しておりましたので、素人の裁判員が発言できる雰囲気もてる適切な人数について、裁判官は重い裁判であるから3人とするならば、裁判員は6人ということをお願いさせていただきました。それが法律に反映されて具体化したものですから、裁判員の人数ということについてかなりこだわっておりました。日弁連さんは、当時、裁判官1人で裁判員が11人ということもいいのではないかと提案されていたと記憶しています。とにかく多数も重要ではないかということでしたし、最初は、裁判官3人で、裁判員は4人ということが座長案として挙げられた経過がありました。

そこで、ご質問でございますが、今回そのアンケートを拝見しますと、本当に私はほっとしたんですけれども、裁判官の皆様のご努力があって、話しやすい雰囲気とか、十分に議論ができたという回答が、この最高裁のアンケートでは比率としては高いわけですね。あるいは、よい経験になったというふうにポジティブに受け止められている裁判員経験者が、回答者の中には多いということがわかりました。ただ、弁護人の側の感想として、評議の場は見ることはできないわけですが、裁判官が3人で、裁判員が6人という人数でしばらくはいくことについて、どうのご感想をお持ちなのかということをお聞きしたいのが1点です。

2点目は、裁判員裁判が始まって、メディアが大変報道を多くされました。ですから、改めて刑事裁判に関する国民、市民の関心が高まったと思います。従来から裁判というのは公開で行われていたわけですが、この裁判員裁判が始まったことによって、傍聴される方が、人数的に増えたのかどうか。そして、10月31日には日弁連経験交流会という貴重な機会を開かれていて、こういう経験の交流というのは大変重要だと思うのですが、傍聴人が増加している全体的な傾向があるのかなのかということをお教えください。そして、地域によって、地方によって、裁判員裁判に関する関心に何らかの差があるのかどうか。あるいはそういうことを経験交流会の中で話題になったかどうか。傍聴人について何か情報があれば、教えていただければと思います。

以上、とりあえず2点について、ご質問させていただきます。よろしく申し上げます。  
(小野本部長代行)

大変申し訳ないのですが、今のような視点は、私どものほうは、そこまではっきり手が回らないという感じですね。3人、6人がどうなのかという制度の問題については、経験交流会でも取り上げませんでしたし、今のところはっきりいって、弁護側はそれどころではない。ともかくこの弁護どうするんだということで手一杯ということで、その問題は今後3年後検証というようなところで、本部の中にそのPTをつくりましたので、そこらで検討するかどうかということで、それについて感想を聞いておりません。

それから、傍聴については、いずれもこれまでのところでは、各地ではじめての事件、あるいは2号、3号ぐらい、それはそれはもう弁護士が傍聴しようと思ってもできないと。傍聴券が取れないという事態で、満杯です。ただし、今では東京地裁ではいつでも傍聴できます。そういう感じで、やっぱり最初はもうそれこそ各地でワッと、事件数の少ない

ところではまだいいけれども、起訴されている件数だってあまりないところもありますし、ずっと当面1号事件みたいな騒ぎになるかもしれませんね。それはわかりませんが、だんだん収まっていくんだろうと。ただ、いずれにしても、従来の裁判よりも傍聴する人は多いのではないかと。これまでの裁判は結局ほとんどこういう証拠があっても、証拠は読まない。要旨の骨子と称して、パーッと標題だけ読んで、ぼんと裁判所へ来て、あとごそごそ情状証人なんかが出てきたり、何をやっているのか、図面なども何も全然見えないという裁判で行ってみても、訳わからないんじゃないのという裁判でしたね。

それは今傍聴人にも一通り全部わかるという裁判になっているので、傾向としては傍聴する人も増えるでしょうし、それから、生徒さんとか学生さんなんか来たりしている、前から来てはいましたけれども、それそのものは増えているんじゃないかなというふうには思っていますけれどね。

(清原委員)

確かに私は、裁判官3人、裁判員6人の妥当性については、日弁連さんにお聞きするよりも、むしろ最高裁判所のほうに検証をしっかりといただくべく、求めるべきだというふうに思いました。むしろ、本当に率直にこの変化の中で弁護士の皆様が前向きに対応されている様子を、小野先生は、それどころじゃないんですとおっしゃったんですけど、私はやはり本当に裁判が変わるといえるときに、公判前手続につきましても、弁護士の方々にとって弁護しやすい裁判として改革されていくことが望ましいと思っていますので、率直に弁護人としての取り組みの変化とか、あるいは裁判所や検察との関係とかで、問題提起をし続けていただければなと思いました。

傍聴人につきましては、確かに当初1号、2号のときには人数が増えるかもしれませんがけれども、やはり裁判員制度の機能というか効果として期待されるものの1つは、裁判が身近になることによってよい意味で犯罪の抑止であるとか、あるいは刑事事件に市民の皆様が関心を持つことによる全体としての安全・安心度の向上だとか、公正さとか、法治国家に私たちが生きているのだということに関する倫理観だとか、法を大切にす思いの向上だとか、そういうものがあります。メディアからの情報だけではなくて、傍聴をされた方の感想などが流布されるということも、裁判員の経験者の感想が流布されるとともに重要だなと感じまして、引き続き傍聴人がブームによる増加ではなくて、今後も増加が維持されることを期待したいと思いました。どうもありがとうございました。

(小野本部長代行)

ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。

(山岸副会長)

一点補足をさせていただきます。3：6ということについては、確かに私ども大騒ぎをして落ち着いた経緯があるわけで、その是非については、改めて議論するというよりも、実務家としてはできてしまった制度をきちんとやり遂げるしかないということではあるのですが、個人的な感想ですが、絶妙な数字だったのかなという感じはしております。コミ

コミュニケーションも非常によくとれているようですし、法廷での並びも必ずしも3：3じゃなくて、互い違いにやったりとか、いろんな工夫をされたり、評議の中でも話しやすさにはいぶん工夫をしていただいた。

もちろんよく言われているように、今はそういう能力、コミュニケーション能力のある裁判官にちゃんとなっているけれども、必ずしもそうじゃない裁判官も結構いっぱいいるので、これからいろいろ混乱とかも出るかもしれないということは言われておりますけれども、そんなようなことで、今先生がおっしゃった、傍聴が、特に傍聴券が取れないということで、職員を総動員して大変な思いをしてやっているというのはまだあるにはあるんですね。それだけ高い関心と呼んでいるということの中で、さらに地域地域によっては、市民モニターも入れて、いろいろな意見を言ってもらおうということで、その人たちの傍聴券をどうやって確保するかを裁判所に掛け合ったり、というようなことで、大変関心は高まっていますし、おっしゃるように、それが単なる刑事裁判の問題だけではなくて、裁判を考える、司法を考える、全体的ないろいろないい方向性についているのかなという気がいたします。

安心・安全ということでおっしゃった中で、私ども専門家があれっと思からうことというのは、やはり裁判員の皆さんは結論を出すときに、議論するとき、懲役といってもそれどういう生活になるのかと。執行猶予保護観察というのは具体的にじゃあどういことをやられるのかということ率直に聞かれるわけですね。われわれ弁護士も非常にそこら辺うとくて、事件が終わると、はい、一丁上がり、次の仕事、みたいになるところがあるのですが、裁判官も割合そうだったんですね。ですから、模擬裁判のときに、裁判官自身が質問に答えきれなくておたおたしたというような。だから、最高裁も刑務所の中の生活はこうこうこうですと。保護司の皆さんこれだけ苦労している、こういうことをやっているんですよとかということ、統一的な説明ができるようにしなければいけないということで、改めて資料をつくって全国の裁判所にまいたというようなことがあって、私どももそれを参考にしながら、いろいろこれから主張の組み立て等をすることで、そういった面で予防から、裁判から、その後の保護更生ということについて、トータルで国民の皆さんが関心を持つような契機をつくってくださったなという感覚を持っております。

(清原委員)

ありがとうございました。

(片山議長)

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(吉永委員)

なんかすごいドタバタという感じで突入した割には、スムーズに運んでいるという印象をみんな持っていると思うんですね。裁判員の方々、本当にそれぞれみんな立派だなというような印象をマスコミ等からは受けているというのが、この1年の見た感じの印象なんじゃないかなと思います。今お話を伺っていると、何か本当に法曹関係者の基礎知識を新

たにしっかりと建て直すという意味で、意外にも大きな役割を果たしているのかなというふう。

ただ、本当にマスコミは最初のほうはすごい大々的に報じましたけれども、今はほとんどありませんよね。これから先は否認案件とか、あるいは責任能力を問われるような案件のときに、今度は大々的に報じる。ということは報じ方にこれからすごく偏重が生まれてくるという状況が生まれてくる。このときに問題点だけが大きくクローズアップされてしまうという懸念があるのかなというふうに思います。

それと1つ、今まで報じられた部分で見えている部分というのは、法廷の場なんですよ。実際に検察側はこんなにプレゼンがうまくて、弁護側はこんなにプレゼンが下手だとか。プレゼンの仕方が影響されるというようなことを聞かされますが、実際には、プレゼンの仕方によって影響があるのかなのか。事業仕分けの現場なんかをずっと見ていると、やはりプレゼンの仕方というのは重要なのであって、それによって何か印象が変わって、予算が落ちるとい、人生が変わるといのがあるとするならば、やはりこれからは先プレゼン能力にばらつきがあるということは、裁判の不公平という、結果の不公平性になってきてしまうという懸念があります。

最も心配なのは、そういうところよりも、見えない部分ですよ。やはりそろそろ少しずつ、もう守秘義務違反を覚悟して、言いたいという人たちの意見をマスコミが拾ってきていますよね。誘導されたというような意見があります。誘導をされたというふうに意識をする人はまだそれなりの意識を持って参加して、自分がこう思ったことが言えなかったというものがあると思うんですが、誘導されたという意識を持たずに誘導されていってしまう部分がどのくらいあるのだろうか。今日はじめて実際の感想に接して、本当に裁判官が親切に説明していて、よくわかったとか、裁判長がやさしかったとか、これは一体何なのだろうと。これでは、本当に裁判員の、そこにいたということはあるけれども、ほとんどが説明されて理解してよかった、よかったという感じになってしまいますよね。

こうなると、刑事裁判に対する周知という意味では、傍聴の増加と、裁判員の参加によって達成されるかもしれないけれども、本当に市民参加というところまで果たして行けるのかどうかというところが、ちょっと境目かなという感じがしました。

それと、もう1つ気になるのは、青森での強姦強盗事件がありましたよね。そのときにいろんなことがマスコミによって、これは裁判員裁判になじむのかなじまないのかといういろんな検証がありました。やはり勇気を持ってやったことによってプラスの面があったという評価があったようには思うんですね。でもやはり、ここで見ていると、傍聴席にもこんなことが伝わってもいいのかとか、傍聴席は裁判員のような守秘義務がかかっていないわけですから、そのことを案じているという意見が結構ありますよね。これは、裁判員だからということなのか、逆に裁判員だからたくさん傍聴人が来てしまうので、そのところで漏れる危険性が高まるとしたら、これはどうやって担保するのか。あるいはこういう事件、この事案を3年後の改正にどういうふうにしていくのかなということも気になり



ます。

それから、やはり見える部分、見えない部分、それからマスコミが下火になっていくときに、やはり本当に裁判員、国民の、市民の参加というところにもっていくのであるならば、やはりいろんなところの問題点というのが検証されなければいけないだろうと思います。それはベストじゃないわけですから。まあまあよかったね、よそよりうまくいっているねという段階だというふうに思います。そのときに、こういう検証、今のこれも最高裁から出た資料ですよ。だれがやるんでしょうか。日弁連さんがやるのか。それとも、何かいろんな三者なり四者なりの協議会がきちんと2年後になるのか、に向けて検証作業をするのか。それとも最高裁がこういうデータを持っているから、最高裁がやるのかとか、そこのところはどういうふうに考えていらっしゃるのか。考えていったらいいのかということが気になります。ちょっといろいろ言ってしまいました。

(山岸副会長)

小野先生は、最高裁有識者会議のメンバーなんですが、そこでももちろんそれなりの情報集約をもとにした検証的な議論はされるんだと思いますが、法務省の検討会でもそれぞれ有識者の方等々が議論されていると思うんですね。

私も日弁連では、先ほどの経験交流会の中に持ち込む個別事件の情報をとにかく全国から集めるということをやっているし、そこでいろいろな検証、何を重点的に検証する、どういう順序でやるかということの今整理整頓をしております、この本部の下に検証PTを立ち上げて検証作業をこれから深めていくという、その構想はまたお話しただけであればいいかと思うんですけども、そういういろいろなところでやると。そこへ裁判員が守秘義務を解除された上で出てきて、ある程度のことを話をしないといけないだろうから、守秘義務の規定を少し軽くする、限定的なものにするという改正の提言をまとめつつあるということと、少なくともそういう検証のための機関、設置された機関について出てきていただいて、守秘義務を解除して、いろんなことをお話しただくということになるというようなことで、様々な観点から進めてはいるのですが。

(宮崎会長)

法務省の中でどういうメンバーが検証委員になっているのかというお尋ねだったと思うので。

(小野本部長代行)

具体的な名前をということで。

(山岸副会長)

共同通信の土屋さんですとか、弁護士会から言うと四宮さん、これはずっと最初から関係した方プラス前田さんという刑弁のほうの委員からと。それから消費者のほうからも出ておられますし。メンバーの確定は総長が交渉されたから総長のほうでご存じかと。

(丸島事務総長)

学者と、それから。

(山岸副会長)

ホームページにも載っております。井上、酒巻。

(丸島事務総長)

学者2名。あと検察からも。

(小野本部長代行)

例えば芸能関係のプロデューサーか何かやっている残間さん、あと何人かそういう方々が入っている検証機関、今のところはちょっと具体的には動いていないんですけども、これから動いていくことになるんだと思います。

裁判官の言いなりみたいなのところがあるかないかと。その検証は、今言った検証機関でどれだけできるのかということと関係はするのですが、例えばこの資料の117ページに、まだ件数は少ないのですが、判決についての求刑比率というグラフをつくっているのですが、100というのが求刑どおり、90というのは求刑の9割、80というのが求刑の8割。こういうグラフをつくってみたのですが、ばらつきはそれなりです。ですから、今言われたような青森のケース、これが特別なのかどうかはともかくとしても、以前よりもむしろばらつきは大きくなっているのではないかという感じがしていることが1つ。

それから、先ほどちょっと引いたアンケートの中で裁判官がよく説明してくれたみたいなこと、これはあり得ることだろうとは思いますが、とは思いますが、やはり6人のいろんな方がいると、そう簡単ではないだろうと。そういう意味では、今のところまだアンケートの生の声、ここにもちょっと載っているのは、アンケートの生の声がこの資料でいきますと16ページ以下に、一部ですけども、自由記載欄のところがあるんですけども、その中で、わかりやすいというふうに言っている人ももちろんいますけれども、必ずしもそうでもないというふうに言っている人、あるいは進め方についても、よく説明してくれたということもあるようですけども、必ずしもそうでもないということもありようです。

ただ、その時点ではまだ8月、9月だけという非常に少ない件数でのアンケートです。これからも引き続きアンケートはずっと採り続けて、その都度これも最高裁のホームページにアップされていくことに、全部が全部じゃないんでしょうけれども、されていきますし、生の声は、先ほど言った有識者懇談会でも具体的なアンケートは紹介されていくというようなこともあって、それなりに裁判員の生の声が外にも出てくるかなという感じで、そういったものも使いながらいろんなところでの検証はしていくことになるだろうと思っております。

何と言っても、評議の中でどういうことが行われたのかということがわからないのがネックではあるのですが、いろんなかたちでその辺のところを突破していこうと。今副会長からも言いましたけれども、検討機関のあり方などについても提言をしていっているわけなんですけど、率直にやはり裁判員の方、語る人結構いるようですし、生のアンケートもそのうち見ることもできるようになると思うのですが、個別事件でどういうことが言われて

いるのかということについても、触れることが多分できるようになると思いますので、それらも用いながらいろんなことも検討していくということにはなるとは思いますし、法曹三者での運用協議会のようなものもありますので、そこでも検討していくということにはなると思います。

(山岸副会長)

メディアも相当追っかけていますよね、当然のことですけれども。先ほど言われた裁判所でやる一次記者会見の後に、弁護士会館とかどこかを借りて二次記者会見、裁判所関与なしにやって、そこへ出てきていただいて、より突っ込んだ話を聞ける。そこからさらに住所と名前をお聞かせ願えますか。OKの人には聞いて、さらにはまた出張して取材をしたりして、今度面会が自由になったものですから、中に入っている被告人に取材に行って、いろいろ不満とか意見とかを聞いて、そういった形で本当にすりあわせをしておられるメディアが結構あるようですから、弁護人に対する批判も含めて、またそのうちいろんな報道もあるのかなと思っています。

さっきご指摘があった、千葉の件で、あたかも懇々と説明を丁寧にやっているというふうにとられがちで、他の方からも指摘があったんですが、ここにも書いてあるように、下着泥棒で、下着を盗ったところをたくましい男の人に捕らえられそうになって、逃げるときに指を噛んじゃったんですね。下着泥棒で逃げるときに指噛んで逃げちゃったのか、どうなのか。それが一般の方も強盗致傷という罪名からピンと来なかったということで、どういうふうな法律上の解釈で、まあ事例としてはこんなものもあるんですよということを説明されただろうというふうに推測されるような流れなんですけれども、そういったことについて確かに生で聞いてみないとわかりません。

ただ、強引に道筋をつけてというのは今のところは聞かれないですね。浜松の件で「ルールが敷かれているようで、何かつまらなかった」というようなことを言われている例はありましたが。

(宮崎会長)

浜松の件は個別アンケートみたいですよ。そのうち大きい問題になるだろうとわれわれは思っていますけれども。

(吉永委員)

裁判長の方の性格とか、そういうことに、だからわかりやすかったというのも、本当にそういう理解はしやすかったという人と、何となく教を請うような形になってしまうのかという、なかなか文言からでは言いなりになるということとは、また違うわかりやすさとの区別がよくつかないですね。

(小野本部長代行)

先生のような人って結構いるんですかね。

(吉永委員)

教えちゃう。

(小野本部長代行)

それはいかんよということは、裁判所のほうでも言っているようなんですけどもね。

(中川委員)

私も吉永さんとの問題意識とちょっと似ているのですが、やっぱり市民感覚がどうい  
点でどのように生かされたのかという点が、まだはっきり見えないし、これだけの期間の  
話ですからね。それは無理だと思うんですけども、やっぱりそのところがはっきりし  
てくると、評価も変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。ただ、何とな  
く、これは全くの感じでなんですけれども、さっきのプレゼンの問題とも関連するのかな。  
重罪化という方向に物事が進んでいるかのごとき印象を受ける場合があるんですね。それ  
はなぜかという、結局求刑と弁護士さんがやっぱりさっきのご説明のように、これぐら  
いにしてくださいということを言われますよね。片一方は7年の求刑で3年半ぐらだと。  
結論が6年だと。こうなりますと、何か一般の人はえらく、弁護士さんこう言っているの  
に、真ん中ぐらいが適当んじゃないかと。にもかかわらず6年だということになると、  
裁判員の皆さんが重罪の方向に流れたんじゃないかというような印象を受けかねないん  
ですよね。そういうようなケースをいくつか見ますと、何となく一般市民の方は、やはり  
重罪かな、重罪の方向かなという印象を受けますので、やっぱりさっきおっしゃった弁護  
士さんがあまり低い数字を出すというのは、ある意味ではちょっと問題ではないかとい  
うふうに思いますね。一般の市民は、いわゆる量刑ガイドラインなんて全然ないわけです  
から、結局そこを検察官の求刑と弁護士さんのあれとを比較する、それで結論を比較する  
しかないということですから、だからそこら辺は非常に難しいんじゃないかなというふう  
に思いました。

(小野本部長代行)

先ほど見ていただいた求刑のグラフ、これでいくとどちらかということ、前よりもばらつ  
いているという感じはしているんだろうと思います。

(中川委員)

実際はそうなんですな。

(小野本部長代行)

はい。それとこの間、特に平成17年以降、いろいろ法定刑が変わったりしていることが  
あるんですね。既に相当重罰化をしていました。その結果が今でも引き続ききているとい  
うことが現実にあるだろうと思います。だから、裁判員になったから、特に重罰化したと  
いうふうに今のところは、まだそういうような傾向にはなっていないだろうとは思いま  
すけれども、これから先はどうなるか。

ただ、先ほどちょっとご指摘のあった、いわゆる性被害の事件については、もしかした  
ら変わってくるかもしれません。1つには、いろんな見方がありますが、もともとその関  
連の事件についての判決が、もしかしたら量刑が低かったのかもしれない。それが市民感  
覚と合っていなかったのかもしれない。あるいは弁護活動が十分でなかったのかもしれな

い。そのあたりは、これからの検討課題だろうと。

併せて、先ほどちょっとご指摘のあったうちの、プライバシーにかかわる、特に性被害のプライバシーにかかわる証拠調べのあり方、これも実際に法廷でその部分を読まない。しかし、裁判員はそれを見ていると、こういうふうな取り扱いをしているというケースも報告されていますけれども、逆に果たして証拠調べのあり方として、それが本当に適切なのかどうか、もう少し考えなければいけないだろうと。また、性被害の事件を対象事件からはずしたほうがいいのではないかという、どこかの大臣もそんなようなことを言っておられたのを聞きましたけれども、軽々にそういうことを判断する時期ではまだないだろうと。性被害についても、もちろん社会で相当数起きている事件ですから、そういった被害者のいろんな問題だけを考慮してはダメになってしまうのか。あるいはそれもやはり市民の感覚が入った審理で判断されるべきなのか。そこはもうちょっと慎重に考えていかなければいけないだろうと。

今のところまだ始まって半年あたりのところで、この事件はずしたほうがいいのか、いろんな意見が出ていますけれども、率直に言ってまだ半年程度であれこれというのは早すぎると。もともとが今盛んにいろんなところで裁判員裁判始まってどうなんだということが取り上げられて、いろんな場所でシンポジウムが何だかんだと、私も引っ張り出されたりするんですけども、本当を言えばまだ早すぎるなど。このあたりでいろんなことを述べるのは、とてもかえって危険かなというような気もしてしまっていて、現状はこうだということを見ながら、幾つかの問題点ももちろんそこで出てきてはいるわけですけども、そこらの問題点を見ながら進めていきつつ、もう少し長い期間で判断をしていくほうがいいのかと、こんな感じを私は個人的には思っております。

(中川委員)

そうですね。それはそのとおりだと思います。

2つほど質問があるんですが、よろしいですか。1つは、呼び出しを受けた人と実際に裁判員となった人との比率がだいぶ違うなど。わずかの統計なんですけど、3ページを見ますと、実際に呼び出された人が、候補者、呼び出された人という意味なんですかね、80人で裁判員になった人が24人ということなんですね。これ2か月間の統計ですけども、もしこの候補者が実際に呼び出された人だとしますと、何でこんなたくさん呼び出す必要があるのかという点が1つ。

それから、もう1つ、これは全然違う質問なんですけども、さっきのお話も関連するんですが、いわゆる対象事件の弁護をされる弁護士さんというのは、ほとんどの方が国選なんですかね。私選の方もいらっしゃる。

(小野本部長代行)

いることはいます。

(中川委員)

その割合はどれぐらいで、国選だから悪いというんじゃないで、やっぱり多少おざなり

になるんじゃないかと。ざっくばらんに言いますとね。ということもあるんじゃないかというふうに思ったんですけれど、その辺はどんなものなんでしょうか。

(小野本部長代行)

まず、呼び出しの関係なんですけれども、もともと例えば4、50人を呼び出すということが想定されていたわけです。実際に来ない人もいるだろうと。もちろん辞退をする人は、それで呼び出しを取り消したりしますけれども、それを踏まえてそれなりの数を呼び出しているんですけれども、実際来ない人が非常に少ないんです。皆さん一生懸命おいでになるということで、その辺のかなり目減りを踏まえてそれなりの数を呼び出して、もっともっとたくさん呼び出しちゃう。そのうち質問票に答えて辞退するということになった人は呼び出さないという形で、最終的に呼び出していないんですけれども、それでも相当数来ていただいています。

その上で、さらに先ほどちょっと申し上げました理由のある不選任と理由のない不選任。これはそれぞれ不選任をそれなりの理由ですということが想定されているわけですので、ある程度の母数がないと、その辺の選択ができないということもあって、それなりの人数を呼び出していることはそのとおりだと思います。それは一定程度必要んじゃないかなと。見るからに、それは意図的にやっているのかどうかわかりませんが、やる気のない人といいますが、話を聞いていない人もいるというのが、弁護人の報告の中にもあったりして、ちょっとそれはどうかなと。そういう意味では、それなりに選別されていくということはあるんじゃないかなという気はちょっとしてはいます。

それから、国選の関係ですが、この中の95ページで、1の(2)、実際の選任数28事件のうち国選弁護事件は23件ということで、28事件しかこの段階では調査が上がってきていないんですけれども、やはり国選は圧倒的に多いだろうと。ただ、国選事件であれ、私選事件であれ、私たちの感覚では、やる活動は基本的に変わらない。私選であっても、たいしたことやっていないというのがありまして、中には国選であってもこれは困るなという人もいます。でもその比率は多分変わらないんじゃないかと。過去のわれわれがずっとやってきた刑事事件の感想でいくと、国選だからといってどうということをよくご指摘はありますけれども、多分変わらないだろうと。やり具合は同じだろうと。

(片山議長)

報酬はいかがなんですか。

(小野本部長代行)

報酬は、裁判員裁判になって国選報酬は相当に上がりました。従来例えば10万もいかないというようなところが、いろいろ日数とか何とかでだいぶ変わってくるんですけれども、何とかかんとか3倍、4倍のところまで上げることができましたので、従来に比してそれなりの、それでもそれなりとは言えないかもしれませんが、上がったことは間違いありません。

(山岸副会長)

そういった点で、それなりに上がったんだということで厳しく見られるし、傍聴人はいっぱいいますし、裁判員からアンケート調査で、弁護人のこういう点はまずかったなんていうことを書かれますし、新聞記者はいっぱい来ていますしということですから、今のところはということだけではないかもしれませんが、どうなるかわかりませんが、かなり一生懸命やっていることは間違いない。それが、そういった批判的な目がだんだんなくなっていくという中でどうなるのかなとは思いますが、ただ、法曹三者ともに、やっぱり専門家のおごりともいうんでしょうか、やっぱり専門家としての意識、それをいろいろ正される部分といいますか、やっぱり自分たちだけわかっている中でやるんじゃないということ。それから、精一杯のこと、最善努力義務とかいろんなことをわれわれの中では言いますが、やっぱり見える形できちんとやっていかなければいけないという、そういう意識改革をされてくるというのは、市民の方の参加、市民の方々にとっていいことであると同時に、われわれに対しても非常にいい影響を与えているという気はいたします。（松永委員）

このアンケートを見て、よかったという方が 97%、しかも非常によいという方が 64%、あらゆるシンポジウムでここまで高いものが出ることは、今滅多にないんですね。よって、この高さは何なんだろうと、逆にちょっと驚いたぐらいです。でも、いいスタートが切れたという、これはもうすばらしいことなので、あと今後をどう持っていくか。やっぱり今言われたように、市民感覚が生かされないと急激に冷えて、最初は目新しさから怖いと思っていた裁判官が優しくて 64%の人が、よかったと言っていますけれど、だんだん見えてきたときが怖いですね。そういう意味では呼び出しを受けて選ばれないという比率の妥当性みたいなところも、多分電話とかでもかなりわかると思うんですね。応答が不熱心であるとか。その辺の精度も少し高めていただきながら、ただよかったという物見遊山じゃないところでの市民の声を、どう取り上げるかがすごく重要なこの半年、これからの半年になると思います。

あと、マスコミでは「あれから 1 年」という企画が、必ず出てきますのから、来年の 5 月にむけて、この 1 年間でどうだったかを、この 2、3 か月で想定してもっていかないと、非常によかった、97%がよかったというのが、尻すぼみになっちゃうと、また熱が冷めちゃったとなるので、ぜひこの 3 か月で市民の声の肉付けをやっていただくのがいいと思いました。

（小野本部長代行）

最初にもちょっと申し上げました、検察審査会のアンケートもそうなんですね。50 年間やっていますが、やっぱり 90 何%がやってみてよかったと。今までずっと続いているということは、おそらく人は、いやなことでもやってみるとよかったという経験として表出するのではないかなという気がちょっとしますけれど、いずれにしても、今非常に貴重なご指摘で、やっぱりこれからアンケートの利用の仕方についても、これからということになると思うんですね。そういう意味ではやっぱり生のアンケートをわれわれも早晚見ること

ができることになるんですけども、そういうものをどれだけ生かしていくことができるのかということと、いわゆる争いのある事件でどういうふうにやっていくのか、その中で評議、どういうふうに進められるのかと。その結果、裁判員の皆さんの感想とかご意見がまた出てくることになると思いますので、文字どおりこれからが正念場かなという感じがします。

(松永委員)

ここでやったことで見えてきたことというのを、日弁連としてもこういう改善がされていったというところを出していただく。

あともう1つ質問は、辞退者が50%を超えていたという、その辞退理由は聞いていらっしゃるのでしょうか。

(小野本部長代行)

それは今日の資料には載せていないんですけども、それぞれ何号何号何号による辞退理由ということで、数字も全部出ておりまして、それも最高裁のホームページには載っているんですが、ちょっと今日はご用意いたしませんでしたけれども、それも一応わかっています。

(松永委員)

何かやっぱり傾向とかはあるんですか。辞退者の傾向とかは。

(小野本部長代行)

すみません。ちょっと今は頭に入っていないです。

(松永委員)

ああ、そうですか。やっぱり辞退者が多いですね。

(山岸副会長)

批判をされる方、裁判員裁判よろしくないという方は、うまくいったとか、97%だとか、それはまやかしたよと。辞退でハナからやりたくない人。それから当日来ても、やりたくないから、不選任になっちゃうことも当然やっている人からいくと、むしろ(積極的に参加する人は)本当にごく一部でしかないんだという言い方をされることもありますけれども、でも僕らとしてみると、やはりこれだけ熱心に、しかもさっきから出ているように、記者会見であれだけきちんと述べられる方々が6名揃ってやっていただいて、補充裁判員の方も、若干問題あると思うんだけど、補充裁判員の方も評議で意見を言ったりとか裁判員としての感想を記者会見で縷々述べられているとかということで、それはそれでやっぱり国民性としてはまじめなあれかなという気はします。

(片山議長)

そのことに関して、私なんか選りすぐったのではないかという印象があるんですね。本当にあんなランダムサンプリングした場合に、あれだけの質が保てるだろうかという印象があるんですね。そうすると、裁判員裁判の1つの意義というのは、一般の国民が参加したときにどういう効果が表れるかということだと思うんですけど、ちょっと一般より



も選良になっているんじゃないかという印象があるんですけども、選抜の過程でそんなことはなかったんでしょうか。

(清原委員)

実は私、三鷹市では2006年、2007年、2008年とランダムサンプリング(無作為抽出)で市民の皆様を選ばせていただいて、ある日程に、こういうテーマについて話し合いをしていただけませんかとお願ひして、最初の年は1,000人にお願ひして90名、次の年が1,000人対象で60名前後、その次は2,000人対象でやはり100名前後OKだと言っていたら、集まって議論をしていただいた経験があるんです。そのとき、みんな本当に初対面であっても、6人前後で議論していただいたのですが、きちんと話し合いが運ぶんですよ。

もちろんその場合は選任、不選任ってないんです。来ていただいた方には全員で話し合っていていただくんですけども、もちろんこちらで準備をしたり、基礎知識あるいは情報を差し上げたりしての話し合いの経験なんです。行政主催の話し合いで、裁判というような緊迫したようなことではありませんけれども、でも、子どもたちの安全・安心とか、あるいは高齢者とか、防災問題とか、あるいは2008年にしたのは外郭環状道路が通る予定なので、それについてのまちづくりについてだったのですが、やはりきちんとお話をしていただけでした。ですから、私としては、日本の国民の皆様、市民の皆様は、与えられた機会できちんとお話をしていただけたと思います。

それから、私とその市民の話し合いの機会がいいなと思ひましたのは、やはりお話が上手な方もいらっしゃる、消極的な方、いわゆるシャイな方もいらっしゃいますよね。そういう方も、むしろ発言を促すような気運が一定程度時間が経つと出てくるんですよ。話してばかりの人は、逆に抑制されるような、そういう集団心理のようなものが働いていくのです。裁判は結構長期間ですよ。1日、2日、3日と続きますよね。そういう中で、結果的には無口だった方も話すようになるというような時間的な力学というんですか、それもいい方向で働くこともあるのではないかなと思います。

実際、私も幾つかの裁判の中で、補充裁判員の方が結果的に最終判決をする役割に回されたことがあって、そういう事例こそ、示されたほうがよかったかなと思います。ずっと補充員のまま結構きついですよね。それでも、一生懸命補充員の方が参加してらして、結果的に判決にも加えるということが可視化されたことによって、一人ひとりがやっぱり尊重されるというようなことも見えてきたのです。私のささやかな経験ですが、国民の皆様にはかなりきちんと話していただけたのではないかなと思います。

(吉永委員)

1つ聞いていいですか。本当にみんなすごいなと思いますけれども、やる気満々で来て、忌避されてしまった人の中で、なぜだと、忌避理由がわからないといって傷ついた人とか、抗議した人とかという人はいないんですか。みんなおとなしく受け入れたのか。

(小野本部長代行)

なぜ選ばれなかったのかはわかりません。要するに理由がある不選任なのか、理由のな

い不選任なのか、あるいはくじなのか。要するに不選任が終えてから、あと残った人もまたくじで選ぶわけです。ですから、選ばれなかった人が、自分が何で選ばれなかったのかわからないんです。

(吉永委員)

何か選ばれないと傷つきますよね。

(小野本部長代行)

それはそうかもしれませんが。ただども、基本的にはくじ。だから、確かに理由なし不選任というのは、双方4人ずつ。補充裁判員が増えればだんだん増えてきますから、最大7人まで、両方合わせて14人は、理由なし不選任というのはいり得るんです。それでかなりの方は選ばれないということになりうるの、そこそこそういう意味では選別の部分はあると思いますけれども、ただ残りはくじですから、最後は。だから、そんなに選別されているわけでもない。

(清原委員)

先ほど、吉永委員は、自然に「忌避」という言葉が使われたでしょう。刑事手続上、昔は「忌避」と言っていたんですよね。でも、私が検討会のために、「忌避」、つまり忌み避けられるなんてとても耐えられないという意見を申し上げたんです。しかも理由なく忌避されるなんていうのは、私がもし候補だったら耐えられないので、忌避という言葉は絶対やめていただきたいと言ったら、委員はプロの方ばかりだったので、何で私がそんなにこだわるのかと、「忌避は忌避ですから」みたいな反応が最初はあったんです。でも、後半ようやく、私が、やっぱり人が人を忌みするというしかも裁判員という自分が望んで手を挙げたわけでもないのに選ばれて、その上に理由なき忌避なんていうのは、私はとても人間として耐えられないぐらいのことを申し上げたら、「不選任」という言葉になりました。それも、もちろん傷つくんですけど、忌避よりはまだよかったかなと思いました。

(山岸副会長)

昨日、今日の新聞でも、それが一番、理由をちゃんと明確にすべきだという論調はあるんですよね。一つの考え方でもあるかと思うんですが、かえてやっぱりあなたはくじで、あなたは理由があつてだめになったと。あなたは全く理由はわからないけれども、とにかくだめと思われたんだと、こういうのはかえてご機嫌を損ねたりしますし。

(宮崎会長)

何重にも傷ついてしまう。

(山岸副会長)

そういうこともあるので、そのところはほかしておいたほうがいいのではないかといいことで、この辺はしてきているかと思ひます。

(中川委員)

私、アメリカで何回か経験があるんですよ。民事ですけどもね。大体50人ぐらい呼ぶんです。その中から12人選ぶんです。その選任の過程で、ポアディールという言葉があ

るんだけど、両方の弁護士が理由なく7人だったか8人までは忌避。アメリカというのはご存じのようにまちまちですから、一般市民は。英語のできない人もいますし、白い人、黒い人、年齢から何まで本当に雑多なんですね。ですから、そういう国ではやはり選任手続というのが最も大切なんです、弁護士にとりまして。腕の見せ所なんですね。これは真剣にやるわけですよ。

ただ、実態はどうかといいますと、もともと日本みたいな意識の高い人は来ないです。これはもう何のかんの言って、最初に辞退してしまって、呼び出しの対象にならないですね。だから、実際に来る方は主婦の方とか学生とかアルバイトの人とか、そういうっちゃなんだけれども、少し暇な方がお見えになる。その中から選ぶわけですから、大変なことなんです、やっぱり。母数も多いですよ。

それと比較しますと、日本の場合は、さっきからお話出ているように、皆さんまじめで、大体呼び出したら来られます。背広をちゃんと着た人。背広着ている人なんかいないですから、向こうは。背広をちゃんと着た人がたくさん来られる。その中から40人ぐらいの人から選んで、そんな必要は僕は全くないと。もう少し母数を減らしても、そんなにたいしたことにはならないと思っているんですよ。制度を真似しているところが少しあって、国情が違う。

(宮崎会長)

アメリカの街の中にそもそも背広を着ている人がほとんどいない。それはそれとして、ただ、選任の中で今ちょっと意見が出ているのは、席替えなども含めまして、男女比を考えたほうがいいんじゃないかと。

(清原委員)

それはありますよね。

(宮崎会長)

これは3年後見直しとか何年後見直しのときに、やはり検討課題であるのかもしれない。だから、男性の構成比が高いほど量刑は低かったのが、むしろ逆にどうだったのか。実際評議されますので、女性の裁判員と一緒に評議されるので、たとえ女性の評議員が1人とか2人よりは、というような議論がある。そこは若干われわれも議論がありますよね。

(長見委員)

ちょっと一言感想。私たち消費者団体も裁判員制度をつくるということで、ずいぶん運動はしてきたんですよ。それで、ただそれをやりながら、みんなちょっと内心心配だったんですね。欧米のように民主主義が身に付いているのだろうかとか、いざ裁判員になったときに対応できるのか。それから、自分たちがもし裁判員に指定されたら本当に引き受けられるのだろうか。いろんな心配をしながら裁判を進めるという手法を見えるようにするという考えで運動があったんですね。傍聴する運動もありましたけれど、そういうことをして裁判員制度ができた。本当に心配しながら私も見ているのですが、先ほどからお話があるように、記者会見とかインタビューにお答えになる方たちはすごくしっかりされ

ていて、日本もなかなか民主主義が出来上がっているのかなと、みんなの権利意識もちゃんとあるのかなと、ちょっと見直したところがあります。消費者団体は運動のしっぱなしみたいなどころがあるので、この評価というのをそのうちやりたいと思っております。よろしく願いいたします。

(宮崎会長)

だけど、裁判員裁判の透明化、裁判の透明化、それと国民参加。これは片山先生されていますけれど、行政刷新会議があれだけ国民の注目を浴びて、立ち見が出てという、やっぱりこういう時代なんじゃないのかなという、共通した時代なんじゃないのかなと。これからそうじゃないと、みんな日本の国民も納得しない形になりつつあるのではないかなと。その先駆けになっているのではないかなとは思っています。

(片山議長)

私も非常によく似ていると思うんですね。やっぱり関係者だけでインサイダーでやっていた。そういうところに普通の国民が入っていったときに、驚いたり、それから彼我々の生活習慣の違いが明らかになったり、そういうことは行政刷新会議なんかまさにそうなんですけれども、裁判員裁判もやっぱりそうなんだろうと思うんです。

さっきいみじくも言われましたけれど、傍聴はあるんだけどだれも見に来なかったから三者で決めていたというのは、実は日本の他の制度もそっくりなんですね。地方議会なんか傍聴席はあるんですけれども、だれも見に行かないから、全くインサイダーなんですよ。そこに傍聴人が来て、はじめてピリッとするんですね。ですから、非常に似ているなと思いました。

そこで、私はこの裁判員裁判の評価の問題で、今の時点で評価するのは早いと言われたのは、そのとおりだと思います。ただ、今後評価するときに、ちょっと気をつけておかなければいけない問題があるなと思いますのは、今回のこの裁判員裁判の評価は、最高裁がまとめられたわけで、対象は裁判員とか補充員とか候補者ですよね。これをさっきの刷新会議の事業仕分けになぞらえますと、おそらく仕分け人の人たちの評価ということになるんだと思うんです。事業仕分けでも仕分け人の人たちの評価は実に高いんです。これは別にアンケートを採ったわけではないです。ただ、仕分け人といろいろと話をしてみると、本当によかったですと皆さん言われます。いろんなことがわかりました。2週間も拘束されて大変だったけれど、本当にやってよかったと、みんな言うんですよ。こんなのはつまらなかったとか、こりごりだと言う人は一人もいない。だからおそらく仕分け人だけをとると100%近い人が今回の行政仕分けを是としているんですね。おそらくそれとパラレルだろうと思うんです、裁判員の評価は。

ところが、事業仕分けに対してはいろんな評価がありまして、もうぼろくそに言う人もいるわけです。とんでもない、人民裁判だと。紅衛兵を思い出したとか、時間が足りない、あまりにも一方的、独断だという評価が出てくる。これはだれから出てきているかということ、もっぱら官庁から出てくる。官庁と官庁の周辺にいる人たちですね。ゴールドメダリ

ストとか、ノーベル賞受賞者とか、要するに官庁と利害関係人の人からぼろくそなんですよ。これは多分この裁判員裁判になぞらえて被告人ですよ。それから、傍聴者、ギャラリーの評価もかなり高いです。仕分け人ほど高くはないんですけど、傍聴した人は、国民一般よりも評価は高いです。国民一般の評価はテレビとか新聞を通して形成されますので、もうちょっと低くなるんです。ですけど、かなり高いです。だけど、国民の中にはやっぱりやりすぎじゃないですかとか、もうちょっとお役人の意見も聞いてあげたらどうですかとか、何か床に座っていたお役人がいたけれど気の毒だったとか、いろんな評価が出てきて、7：3ぐらいでしょうか。本当によかったという人が4割ぐらいで、まあよかったんじゃないですかという人を含めると、7割から7割5分ぐらいが肯定的なんですね。中には懐疑的な人も結構いる。こういうふうに評価が分かれるんですね。

今回の裁判員裁判も、裁判員だけに聞いたら多分よかったということになる。検察審査会と一緒に思う。だから、だれが評価すべきかという、最後はやっぱり国民だと思うんですね。仕分けの場合は国民の評価が総じて高かったので、あれだけ人気が出たんだと思うんですけど、裁判員裁判も国民の評価をどういうふうにとるのかということが、1つ問題だと思うんです。

あと被告人の評価も本当は実は気になるところなんですけれども、これは被告人自体があまり比較のしようがないでしょうから、何回も犯罪を繰り返した人は別にして、比較のしようがないでしょうからわかりませんが、いずれにしても裁判員だけの評価でなくて、別の評価が必要だと思いますので、これをどうやって作り立てていくかというのが、ちょっと工夫あるんじゃないかなという気がします。

(小野本部長代行)

被告人と被害者側の評価、傍聴人の評価、市民モニターのような方の評価、それとあと弁護士、検察官と、そこらはこれからちょっとやっていかなければいけない。

(片山議長)

それは何かあるんですか。そういうことをやっていこうねというような土俵でもできているのでしょうか。

(小野本部長代行)

弁護士会によって市民モニターを入れているというところもありますし、あとは弁護人の意見、それは弁護士が被告人からいろいろ聞いているところも含めて、引き続き情報を収集していくというふうなことは、考えております。

(片山議長)

それは非常に重要なことだと思いますし、非常に関心がありますね。

(宮崎会長)

被害者の裁判、被害者委員会というのが日弁連の中にありますから、そこはそこでまた集約はしているようです。

(片山議長)

いかがでしょうか。よろしいでしょうか、これで。

それでは、今日はありがとうございました。非常に興味深いお話を聞かせていただきまして、大変ありがとうございました。

では、これで今日の意見交換は終わらせていただきます。

#### 第 25 回市民会議日程について

(片山議長)

それでは次に、次回の 25 回市民会議の日程についてでありますけれども、委員の皆様方に日程照会をいたしましたら、明年の 3 月 2 日の午後が一番多くの皆さんの都合がいいということになりました。都合のつかない方もおられるんですけども、全体の一番共通の時間帯ということで、その日にさせていただければと思います。3 時半から 5 時半ということで予定させていただきたいと思いますので、皆さん、よろしくお願いします。

できれば、先ほど会長からもお話がありましたけれども、2 年の節目で、宮崎会長の下では、多分最後の市民会議になると思いますので、一緒に懇親会を開いたらどうかということです。会議終了後 6 時からということです。

(宮崎会長)

次期会長も決まっているということで、一緒にできればと思っています。

(片山議長)

6 時からということで、また場所等は事務局のほうからご案内いただけるとしますので、皆さん、ぜひ御参加下さい。火曜日です。よろしくお願いいたします。

#### 7. 閉会

(片山議長)

その他何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日予定しておりました議事を終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。(了)